

内閣人事局と日本国家公務員労働組合連合会とのやりとり（概要）

日 時 令和2年11月5日（木）13:15 ～ 13:35
場 所 オンライン
出席者 先方）九後委員長、浅野書記長 外1名
当方）堀江人事政策統括官 外3名
案 件 人事院勧告に関する要求書に対する最終回答

国公労連

近く、第2回給与関係閣僚会議が開催されると聞いているが、本年の人事院勧告の取扱いに関わって、これまでのやりとりを踏まえた上で、政府としての最終回答を求める。

内閣人事局

まず、職員が日々、国民の命と暮らしを守るため、新型コロナウイルス感染症対策などに奮闘していることに敬意を表する。

本年度の国家公務員の給与の取扱いについては、去る10月7日に人事院勧告及び10月28日に人事院報告が提出されて以来、人事院勧告制度尊重の基本姿勢の下、国政全般の観点から政府部内で検討を続けてきた結果、明日、第2回目の給与関係閣僚会議において、勧告どおり、令和2年度の給与改定を行うことが決定される方向。給与関係閣僚会議で決定がなされれば、その後の閣議において、公務員の給与改定の取扱方針が決定され、あわせて、給与改定に係る法律案について決定されることとなる。

本日の回答は以上。職員の皆様には、今後とも、国民の信頼に応え、公務能率の向上及び行政の効率的・効果的な運営に努めていただきたい。

なお、給与以外の要求事項への回答については、先日、申し上げたとおりである。

国公労連

明日、勧告どおり給与改定を行う閣議決定がなされる方向との回答であった。そうならば、地方自治体や独立行政法人、関連団体、民間等の賃金決定においても多大な影響を及ぼすことは明白である。現在コロナ禍をいかに打開してくかということが日本全体の課題となっているなかで、今回の決定方針に疑問を持たざるを得ない。加えて、この間、新型コロナウイルス感染症や自然災害をはじめ、国民の暮らしや命、権利を守るために奮闘する職員に冷や水を浴びせるものであり、認められない。したがって、今回の決定方針の撤回を求める。

また、昨年も指摘したが高卒初任給が最低賃金を下回る水準となっている問題や地域間格差が拡大の解消も進んでいない。優秀な人材確保と全国斉一の良質な公務・公共サービスの確保に向けても、我々の要求を正面から受け止め、具体的に検討を進めていくべきである。

非常勤職員の処遇について、民間の非正規労働者においては、雇用の安定や処遇の均等待遇が目に見えて前進しているが、国の非常勤職員は民間では認められている無

期轉換権もなく、休暇や諸手当も民間準拠と言いながら、そうはなっていない現実にある。政府として直ちに、安定雇用と均等待遇に向けた法整備の検討を求める。

また、交渉のたびに主張している画一的な公募要件は、次年度の業務執行体制確立の面からも撤廃すべきだ。これは、現行の定員管理方針との関係もあるので、両側面から改善に向けた検討を求める。改めて、行政需要に見合った人員を確保し、国民の付託に応え得る行政サービスを提供するためにも、総定員法の廃止、定員合理化計画を中止・撤回するとともに、誰もが「全体の奉仕者」として誇りと働きがいの持てる、安心して働き続けられる環境整備に向けた努力を求める。

定年年齢の引上げについて、我々の要求を実現した上で、今臨時国会での法案提出を求める。仮に今国会で提出ができないとすれば、定年延長制度のスタート年次も遅れることが想定され、職員の生活設計にも大きな影響を及ぼすものである。雇用と年金の確実な接続は、この間年金支給開始年齢を改悪してきた政府の当然の責務であり、早期の制度開始に向けた最大限の努力を求める。

労働基本権について、これまでと全く同じ回答の繰り返しで非常に問題であると指摘せざるを得ない。この場でなくても結構なので、この課題についてどのような検討がなされているのかなど、一步でも前に進む議論をしたいとこちらは思っているが、政府のお考えはいかがか。改めて、ILO勧告を踏まえて、基本権回復に向けた労働組合との協議の場を早急に設定することを強く求める。

内閣人事局

皆様方のご意見はしっかりと承った。引き続き、皆様方との意思疎通に努めてまいりたい。

— 以 上 —

文責：内閣官房内閣人事局（先方の発言については未確認。）